


## 質問にお答えします

 (Q1) 6次産業化事業体を設立する場合は、どのような条件がありますか？

- A) 農林漁業者と加工・流通等のノウハウを有するパートナー企業がそれぞれ出資を行う場合、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きくなる必要があります。

 (Q2) 加工・流通事業者が6次産業化に取り組む場合はどうしたらいいですか？


- A) 平成29年5月の制度改正により、農業法人等もA-FIVEの出資対象となりました。したがって、加工・流通事業者が農林漁業分野に参入し、自ら生産した農林水産物を利用して6次産業化に取り組めば、A-FIVEの出資対象となります。

 (Q3) 事業再編について、どのような措置が支援の対象となりますか？

- A) 事業再編については、①会社の合併・分割、②事業又資産の譲渡・譲受け、③保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄なども支援の対象となり、自社グループ内での取組も対象となる場合があります。詳しくは、農林水産省産業連携課又はA-FIVEに御相談ください。

 (Q4) A-FIVEの出資以外にどのような支援措置を受けることが可能ですか？

- A) 6次産業化については、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を行う際には、食料産業・6次産業化交付金の補助や融資の支援を受けることができます。また、事業再編・事業参入については、税制特例や日本政策金融公庫の低利融資等の支援を受けることができます。

 (Q5) A-FIVEの出資を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

- A) A-FIVEの審査とともに、国に計画を提出し、認定を受ける必要があります。具体的な手続きは、農林水産省産業連携課又はA-FIVEに御相談ください。

### 問い合わせ先

農林漁業成長産業化ファンドに御関心があれば、農林水産省産業連携課又はA-FIVEにお問い合わせください。

- 農林水産省食料産業局産業連携課

TEL:03-6744-2076

- A-FIVE (株式会社農林漁業成長産業化支援機構)

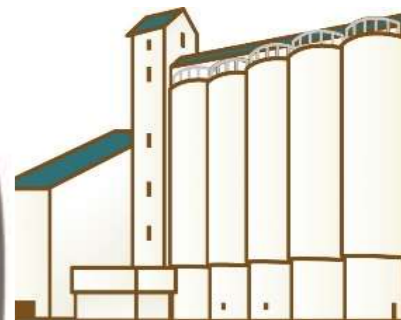
TEL:050-3797-0154



「農」や「食」の事業者の皆様へ

## 農林漁業成長産業化ファンドの御案内

6次産業化や事業再編・  
事業参入、流通合理化に  
取り組むため、  
農林漁業成長産業化ファンド  
を活用してみませんか？



平成30年12月  
農林水産省  
食料産業局

# A-FIVEとは？

○ **A-FIVE**（株式会社農林漁業成長産業化支援機構）は、**我が国の農林水産業の成長産業化**に資する取組を出資等により支援する官民ファンドです。

# 出資を受ける主なメリット

- 経営に必要な用途であれば、**使途の限定なし**
- 自己資本の充実により、**金融機関の融資等が受けやすく**
- 出資後に**様々な経営支援**を受けることが可能
- 官民ファンドの支援先として、**信用力が向上**

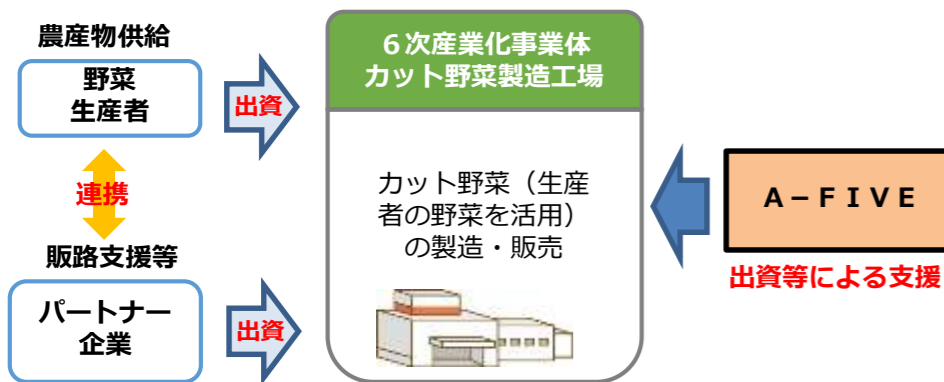
## 支援対象

○ 以下の3分野が支援の対象です。  
 ※支援を受けるためには、**各法律に基づく計画認定を受け、A-FIVEの審査をクリアーする必要があります。**

### ① 6次産業化 （六次産業化・地産地消費の認定）

- (1)支援対象  
 農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む事業体  
 ① **6次産業化事業体**(農林漁業者とパートナー企業の合併事業体)  
 ② **農林漁業を行う法人**  
 (2)支援条件：議決権比率の50%以下、投資期間**最大15年**

○合併事業体を設立する場合（例：カット野菜の製造販売）



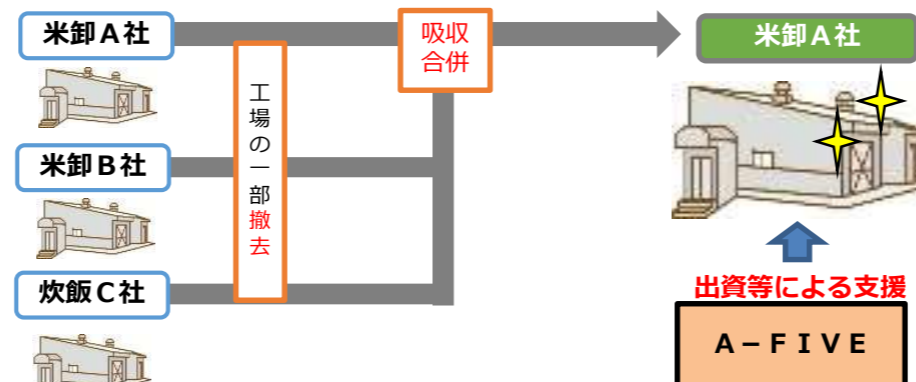
○農業法人の場合（例：コメ生産法人による輸出）



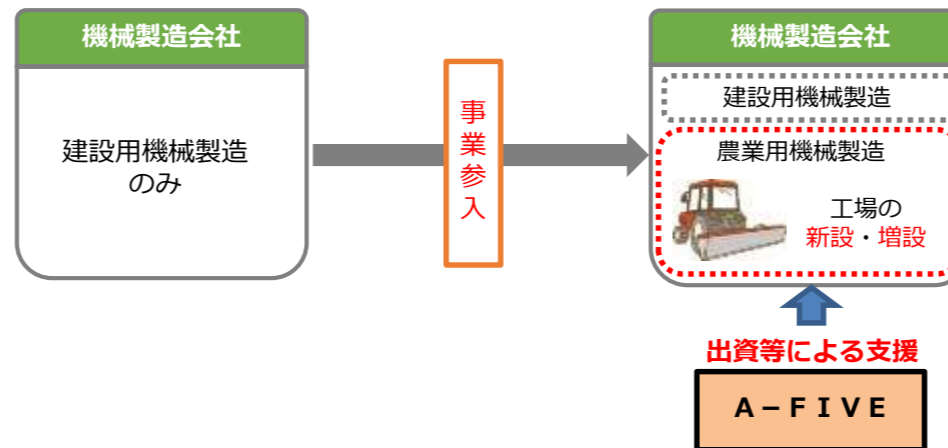
### ② 農業生産関連事業の事業再編・事業参入 （農業競争力強化支援法の認定）

- (1)支援対象  
 ①事業再編：**肥料・農薬・配合飼料の製造業、飲食料品の卸売・小売・製造業**  
※事業再編とは、会社合併・分割、事業譲渡・譲受け、設備廃棄、出資の受入等  
 ②事業参入：**農業用機械製造業、種苗生産卸売業**  
 (2)支援条件：議決権比率50%以下、投資期間**5～7年程度**

○事業再編の場合（例：米卸事業者の合併）



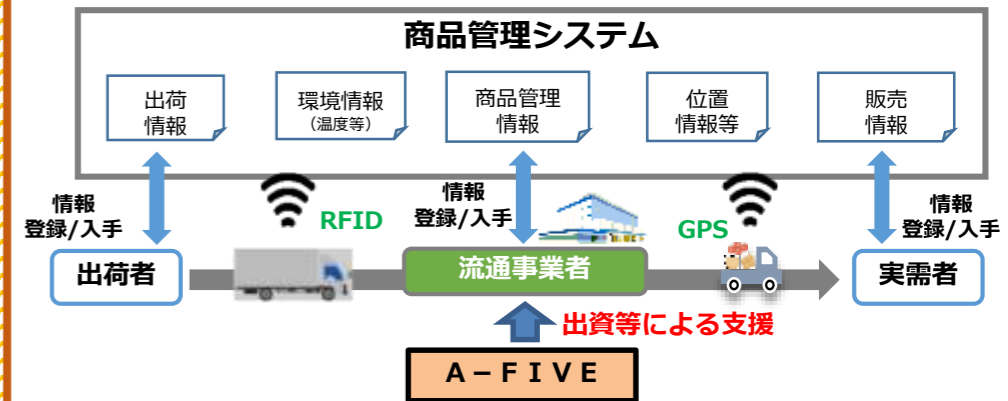
○事業参入の場合（例：他業種から農業用機械製造への参入）



### ③ 食品等の流通の合理化 （食品等流通法の認定）

- (1)支援対象  
**小売業者、加工・製造業者、卸売業者、運送業者、IT事業者**などが、**ICT等の新たな技術を活用して、情報処理システムや物流設備等を整備・共用し、食品等の流通の合理化を図る取組**  
 (2)支援条件：議決権比率50%以下、投資期間**5～7年程度**

○取組例1：一事業体による生鮮商品管理システム等の開発・提供



○取組例2：共同出資による代金決済システムの構築

